

ID: 220

担当部署: 上下水道課

処分の概要	排除の停止又は制限		
例規名 根拠条項	聖籠町下水道条例 第17条		
例規番号	平成11年 条例第22号		
<p>【根拠条文】 (排除の停止又は制限) 第十七条 管理者は、公共下水道への排除が次の各号の一に該当するときは、排除を停止させ、又は制限することができる。</p> <p>一 公共下水道を損傷するおそれがあるとき。 二 公共下水道の機能を阻害するおそれがあるとき。 三 前二号に掲げるもののほか、管理者が管理上必要があると認めるとき。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 22 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日